



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※この欄は記入しないでください。
処理事項 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

白山市長 へ 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 給与支払者	名称(氏名)											特別徴収義務者 指定番号	※9桁全て記入してください。	
		所在地(住所)	〒 -										連絡先	係名	
		法人番号又は 個人番号												担当者	
給与所得者	フリガナ											異動年月日	異動後の 未徴収税額の 徴収方法		
	氏名												年 月 日	1 特別徴収継続 → A欄へ 2 一括徴収 → B欄へ 3 普通徴収 → C欄へ (本人が納付する)	
	生年月日	昭・平 年 月 日										異動の事由			
	個人番号												1 退職		
												2 転勤			
											3 休職				
											4 産休・育休				
											5 死亡				
											6 会社解散				
											7 ()				

★令和7年1月1日以降に退職された場合は、一括徴収しなければならないことが義務付けられていますのでご注意ください。★異動後の未徴収税額の徴収方法は必ず記載してください。
★外国籍の従業員が退職される場合は、帰国することが多いので、積極的に一括徴収をお願いします。(詳細は、「◎外国籍の従業員が退職される場合のお願い」(3ページ)参照)

A 給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

新特別徴収義務者	指定番号											左記新特別徴収義務者へは月割額	
	所在地(住所)	〒 -										円を 月分から徴収するよう連絡済みです。	
	フリガナ											受給者番号	
	名称(氏名)											通知の受取方法	会社宛 1 電子 2 紙面 個人宛 1 電子 2 紙面

B 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

一括徴収の理由	一括徴収した税額は (月 日 納期限分) 月分 で納入します。	徴収予定日	一括徴収予定額(上記㉔と同額)
1 異動が令和6年12月31日までで本人の申出があったため。 2 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため。		月 日	円

C 一括徴収できない理由

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記㉔の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。 3 死亡による退職のため。 4 その他理由 ()

備考欄

※この異動届出書は異動があった場合は速やかに提出してください。
※20日(土日祝日)の場合はその前の平日()までに提出していただいた届出による税額等の変更通知につきましては当月27日頃、それ以降のものは翌月27日頃の発送となります。